

株 主 各 位

福島県郡山市中町19番1号

株式会社 **大東銀行**

取締役社長 鈴木孝雄

第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月21日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福島県郡山市中町19番1号 当行本店大会議室（6階）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第107期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第107期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.daitobank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

第107期 (平成23年 4月 1日から 平成24年 3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

[企業集団の主要な事業内容]

当行グループは、当行及び連結される子会社等2社で構成され、銀行業を中心に、クレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

当行は、本店及び支店の合計62か店において、預金、貸出、有価証券投資、内国為替、外国為替及び証券投資信託や保険商品等の窓口販売業務等を行い、地域に根ざした営業を展開しており、お客さまへのサービス向上に積極的に取り組んでおります。

株式会社大東クレジットサービスは、カード利用による消費活動に対する与信と決済代行を行うクレジットカード事業を行っております。

株式会社大東リースは、お取引先に対するファイナンス・リース等の事業及び住宅ローン等をご利用のお客さまに対する信用保証事業を行っております。なお、経営資源の本来業務への集中を図る観点から、同社における新規の保証業務は停止しております。

[金融経済環境]

平成23年度におけるわが国の経済動向をみますと、東日本大震災の影響により各方面で一時的に弱い動きとなりましたが、サプライチェーンの立て直しや各種の政策効果などを背景に、緩やかに持ち直しています。国内需要については、被災した設備の修復などから設備投資が増加基調にあるほか、個人消費についてもエコカー補助金などの政策効果もあって、底堅く推移しました。一方、輸出や生産は、海外経済の減速や円高の影響などから引き続き横ばいで推移しました。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済動向をみますと、東日本大震災による地震・津波被害や原子力発電所事故の影響から一時的に経済活動が停滞するなど厳しい状況となりました。しかし、その後の国、地方公共団体の財政措置と相まった震災復旧関連投資や消費の増加が寄与して、着実に持ち直しています。個人消費は、生活再建需要以外にも堅調な動きが広がっており、住宅投資も持家を中心に持ち直しの動きが続いています。また、生産についても、震災やタイ洪水後の生産回復を背景に持ち直しつつあります。これらを受け、雇用動向についても緩やかな改善の動きが続いている一方、

原子力発電所事故の影響による風評被害や県内人口の減少、地価の下落など、先行きの懸念材料も見られています。

金融面に目を転じますと、被災地区金融機関においては、多方面からの義援金、生命・損害保険金、東京電力からの損害賠償補償金などを原資に預金が大幅に増加し、貸出金についても国、地方公共団体の復興関連予算を背景とした制度融資や復興需要により増加しています。日本銀行による強力な金融緩和が継続されるなか、金融業界の金利競争はますます激化の道をたどっています。また、中小企業金融円滑化法の最終延長が来年3月までと公表されるなど、出口戦略を見据えた取組みが必要とされています。

[事業の経過及び成果]

当事業年度において当行は、東日本大震災による地震・津波被害や原子力発電所事故からの県内経済の速やかな復興に向けて全力で取り組んでまいりました。

事業を営んでおられるお客さまに対しては、事業継続に向けた金融の円滑化を図る観点から、被災状況を早期に把握したうえで、運転資金のご提案や返済資金の一時据置き、返済条件の見直しなどに取り組みました。また、販路の見直しや事業所の移転再開などの経営課題に対して、専門的なアドバイス及びコンサルティングサービスを提供するため、行内に『福島県復興支援チーム』を設置し、ビジネスマッチングや復興事業、公的制度の情報提供などに努めてまいりました。

個人ローンご利用のお客さまに対しては、震災に係る資金ニーズへ対応した融資商品を提供したほか、被災された皆さまとご相談しながら生計の見通しを踏まえて、返済資金の一時据置きや返済条件の見直しなどに取り組みました。また、戦略的かつ競争力のある商品体系を整備するため、旧来の商品ラインナップを大幅に見直しました。

預金者の皆さまに対しては、福島県復興の一助となるよう、お客さまよりお預け入れいただいた金額の0.1%相当額を当行が負担し県に寄付をする『福島県復興応援定期預金』をお取扱いたしました。その結果、お客さまからの温かいご支援もあり、総額1,312万円を福島県に寄付することができました。

当行の被災店舗につきましては、東日本大震災の影響から休業しておりました梁川支店について、平成23年9月をもって保原支店に統合しました。なお、原子力発電所事故の影響により、休業している富岡支店、浪江支店は、本店営業部に臨時窓口を設置し、被災取引先の支援活動を展開しております。

このような取組みの結果、当行の業績は以下のとおりとなりました。

(主要勘定)

預金につきましては、東日本大震災及び原子力発電所事故に係る保険金や補償金等をお預け入れいただいたことや、法人先の手元流動性確保の動きなどもあり、個人及び法人預金が増加したことなどから、前期末比761億円増加して6,863億円と過去最高の残高となりました。

貸出金につきましては、法人のお客さまを中心とした東日本大震災に係る復興資金に積極的に応えた結果、前期末比217億円増加して4,449億円となりました。

預り資産につきましては、個人保険の販売が順調だったこともあり、前期末比21億円増加して1,012億円となりました。

有価証券につきましては、預金残高の増加に伴い、短期国債を中心に前期末比702億円増加して期末残高は2,009億円となりました。

(損益)

震災関連融資などに積極的に取り組んだことにより貸出金残高は増加したものの、貸出金利回りについては低下を余儀なくされました。このような状況のなかで、役職員一丸となり経費の節減に努め、また、お客さまの業況改善により、保守的に引き当てていた貸倒引当金の戻入益を計上したことから、経常利益19億22百万円(前期比12億83百万円増益)、当期純利益14億22百万円(前期比24億63百万円増益)となりました。

(連結損益)

当行グループ全体の業績につきましては、主として単体の業績の影響により、連結経常利益21億46百万円(前期比13億65百万円増益)、連結当期純利益15億19百万円(前期比24億75百万円増益)となりました。

[対処すべき課題]

当行は、福島県を営業基盤とする地域金融機関であり、地域への円滑な資金供給などを通じて、東日本大震災及び原子力発電所事故からの速やかな復興に向けて、その機能を十分に発揮してまいります。

当行は、経営目標を達成するため「第二次経営計画(変革と挑戦)」(平成21年4月～平成26年3月)を策定し、諸施策の実行に努めてきたところですが、昨年度については、東日本大震災の発生により、経営上の優先度合いなどを個別に勘案したうえで、経営施策を随時見直してまいりました。

今般、東日本大震災発生からの時間の経過とともに、当初不透明であった金融経済情勢も一定の見通しを立てることができる環境となったことから、この第二次経営計画を修正いたしました。本計画は、地域金融機関としての営業活動の原点に立ち返り、お客さまとの信頼関係に裏打ちされた強固な

リレーションシップを構築すべく、より顧客志向型に徹した営業行動プロセスへの転換に全力で取り組むことを重点施策としております。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
連結経常収益	173	158	155	153
連結経常利益 (又は連結経常損失)	△ 20	11	7	21
連結当期純利益 (又は連結当期純損失)	△ 19	10	△ 9	15
連結包括利益	—	—	△ 13	36
連結純資産額	192	244	230	265
連結総資産	6,568	6,593	6,540	7,345

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
預 金	6,130	6,118	6,101	6,863
定期性預金	3,871	3,864	3,806	3,953
その他	2,259	2,253	2,295	2,909
社 債	—	—	20	20
貸 出 金	4,342	4,279	4,231	4,449
個人向け	1,378	1,401	1,390	1,379
中小企業向け	2,120	2,000	1,928	2,112
その他	842	877	912	957
有 価 証 券	1,284	1,379	1,306	2,009
国 債	387	425	452	910
その他	896	954	854	1,098
総 資 産	6,466	6,505	6,469	7,293
内 国 為 替 取 扱 高	20,642	18,513	18,377	19,335
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 100	百万ドル 66	百万ドル 90	百万ドル 77
経 常 利 益 (又は経常損失)	百万円 △1,993	百万円 904	百万円 638	百万円 1,922
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	百万円 △1,858	百万円 888	百万円 △1,040	百万円 1,422
1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期純損失)	△14円74銭	7円04銭	△8円25銭	11円29銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)は、当期純利益(又は当期純損失)を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人数

	当 年 度 末				前 年 度 末			
	銀行業	クレジット カード事業	リース 事業	信用保証 事業	銀行業	クレジット カード事業	リース 事業	信用保証 事業
使用人数	628人	11人	6人	0人	645人	9人	6人	0人

(注) 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	628 人	645 人
平 均 年 齢	39年 1月	39年 2月
平 均 勤 続 年 数	16年 10月	17年 0月
平 均 給 与 月 額	330千円	329千円

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、時間外手当を含む3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

(イ) 当行の主要な営業所及び営業所数

福島県：本店営業部はじめ60店（前年度末61店）

栃木県：宇都宮支店（前年度末1店）

東京都：東京支店（前年度末1店）

(ロ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者数の一覧

該当ありません。

(ハ) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ. クレジットカード事業

株式会社大東クレジットサービス：郡山市駅前一丁目6番5号

ハ. リース事業、信用保証事業

株式会社大東リース：郡山市虎丸町17番3号

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	390
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
該当ありません。	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 大東クレジット サービス	郡山市駅前 一丁目6番5号	クレジットカードの 取扱いに関する業務	平成元年 11月24日	40百万円	43.75%	—
株式会社 大東リース	郡山市虎丸町 17番3号	各種物件等に係るリ ース業務及び住宅ロ ーン等の保証業務	平成 2年 3月 9日	380百万円	85.30%	—

重要な業務提携の概況

- ①第二地方銀行協会加盟地方銀行42行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ②第二地方銀行協会加盟地方銀行42行、都市銀行6行、信託銀行4行、地方銀行64行、信用金庫272金庫（信金中央金庫を含む。）、信用組合139組合（全国信用協同組合連合会を含む。）、系統農業協同組合・信用漁業協同組合連合会785（農林中央金庫、信用農業協同組合連合会を含む。）、労働金庫14金庫（労働金庫連合会を含む。）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ③第二地方銀行協会加盟地方銀行42行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。

- ④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施を行っております。
- ⑤株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金の実施を行っております。
- ⑥株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木孝雄	取締役社長 (代表取締役) 経営部、監査部、コンプライアンス・リスク統括部	—	—
田崎淳	常務取締役 (代表取締役) 営業企画部、債権管理部	—	—
小野尚宏	取締役 総務部、事務部	—	—
岡安廣	取締役 審査部長、証券国際部	—	—
佐藤武	取締役	—	—
佐藤潤吉	取締役 (社外役員)	—	—
伊東正則	常勤監査役	—	—
笠間善裕	監査役 (社外役員)	弁護士	—
佐藤長久	監査役 (社外役員)	—	—
(当年度中に退任した役員)			
箱崎義家	監査役 (社外役員)	平成23年6月24日退任	

- (注) 1. 取締役佐藤潤吉氏、監査役笠間善裕氏及び監査役佐藤長久氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	6 名	53 (0)
監 査 役	4 名	14 (0)
計	10 名	67 (0)

- (注) 1. ()は、報酬以外の金額であります。
2. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬5百万円を支給しております。
3. 当行は平成20年6月20日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第103期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した監査役に対し退職慰労金0百万円を支給しております。
4. 株主総会で定められた報酬限度額
取締役 216百万円
監査役 66百万円
5. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
佐藤潤吉	—
笠間善裕	弁護士
佐藤長久	—

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
佐藤潤吉	平成20年6月20日 ～ 平成24年3月31日	当事業年度開催の取締役会27回中27回出席	取締役会において、行政に携わった経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
笠間善裕	平成20年6月20日 ～ 平成24年3月31日	当事業年度開催の取締役会27回中25回出席 当事業年度開催の監査役会11回中11回出席	取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
佐藤長久	平成23年6月24日 ～ 平成24年3月31日	平成23年6月24日就任以降開催の取締役会21回中21回出席 平成23年6月24日就任以降開催の監査役会7回中7回出席	取締役会及び監査役会において、行政に携わった経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
佐 藤 潤 吉	当行は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。
笠 間 善 裕	当行は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。
佐 藤 長 久	当行は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	5	—

- (注) 1. 当行は平成20年6月20日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第103期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した監査役に対し退職慰労金0百万円を支給しております。
2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 180,000千株
 発行済株式の総数 126,286千株
 (自己株式205千株を含む)
- (2) 当年度末株主数 11,201名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	千株 13,133	% 10.41
大東銀行行員持株会	3,864	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,106	2.46
株式会社損害保険ジャパン	2,925	2.31
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,684	2.12
株式会社東邦銀行	1,965	1.55
双葉不動産建設株式会社	1,820	1.44
株式会社豊和銀行	1,276	1.01
日本証券金融株式会社	1,173	0.93
石田 慎 一	1,170	0.92

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(205千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成18年10月30日に発行した無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の事業年度末日における新株予約権の状況は次のとおりであります。

株式会社大東銀行第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)	
取締役会決議の日	平成18年10月13日
新株予約権付社債の残高	2,100 百万円
新株予約権の数	28 個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)	12,138,728株
新株予約権の行使期間	平成18年10月31日～平成25年10月29日
新株予約権の発行価額	無 償

(注) 社債の残高を当初の転換価額(173円)で除して得られた最大整数で表示しております。
なお、転換価額の修正により株式の数も変動いたします。

[転換価額の修正]

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額(呼び値の刻み未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が103円(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が346円(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 大村 真敏 指定有限責任社員 富樫 健一	45	—

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する当該事業年度に係る報酬等の合計額は45百万円です。
3. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制が十分でない認められた場合は、監査役と綿密な連携をとり、会計監査人の解任又は不再任を決定する方針です。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会において「コンプライアンス基本方針」、「役員コンプライアンス規程」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その周知徹底を図る。
- ・行内のコンプライアンスに関する情報を一元的に管理する部署として、コンプライアンス・リスク統括部を取締役会直轄の独立部署として設置する。

- ・本部及び営業店にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス遵守状況のモニタリング、コンプライアンス・マインド醸成のための啓蒙活動等を実施する。
- ・法務・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する施策の検討、啓蒙・教育、状況把握等について定期的に検討・協議する。
- ・不祥事件の未然防止のため、使用人の人事ローテーション及び連続休暇制度を実施する。
- ・取締役会において「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当要求は断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」に基づき、適正に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会において「リスク管理の基本方針」及びリスク管理に係る重要な規程等を制定し、適切なリスク管理を行う。
- ・銀行全体のリスクを統合的に管理・コントロールする部署として、コンプライアンス・リスク統括部を設置するほか、リスク管理委員会を設置し、各種リスクの評価、モニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・協議する。
- ・内部監査を行う部署として、監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定し、監査方針、監査計画書を取締役会で策定して実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「社則」及び「事務規程」を制定する。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
- ・関係会社の重要な業務の決定に係る手続について、当行が管理するとともに、関係会社から適時に業務の状況の報告を受ける。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助するため、監査部内に監査役会事務局を設置する。
 - ・ 監査役会事務局の人員は、監査役会と協議のうえ、必要な人員を配置する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役会事務局に所属する使用人は、内部監査業務以外の業務を兼務しない。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件が発生した場合、速やかに監査役へ報告することとする。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、会計監査のみならず、取締役会、常務会その他の重要な会議へ出席し、必要あると認められるときは意見を述べ、そのほか往査による業務監査を実施する。
 - ・ 代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

第107期末 (平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	60,879	預金	686,314
現金	12,785	当座預金	11,600
預金	48,094	普通預金	268,295
コルポ	5,353	貯蓄預金	7,197
一ルの信託	2,668	定期預金	1,805
有価証券	200,931	定額積立預金	387,082
国債	91,056	その他預金	8,257
地方債	10,639	借入金	2,074
社債	76,876	借入金	4,400
株券	6,192	社債	2,000
その他証券	16,166	株券	2,100
貸出金	444,943	その他負債	2,849
形付貸付	1,924	未払金	294
引当金	23,615	未払金	47
手形	407,060	未払金	1,692
証券	12,341	未払金	291
国債	222	未払金	21
地方債	222	未払金	7
社債	2,173	未払金	0
株券	139	未払金	225
その他	37	未払金	8
貸出金	910	未払金	260
形付貸付	0	未払金	174
引当金	1,086	未払金	3,016
手形	12,977	未払金	152
証券	2,349	未払金	208
国債	9,899	未払金	5
地方債	727	未払金	1,707
社債	987	未払金	1,067
株券	613	負債の部合計	703,996
その他	214	(純資産の部)	
貸出金	159	資本	14,706
引当金	2,549	剰余金	1,257
手形	1,067	準備金	1,257
証券	△ 5,423	剰余金	7,951
国債		剰余金	235
地方債		剰余金	7,715
社債		剰余金	5,500
株券		剰余金	2,215
その他		剰余金	△ 38
貸出金		剰余金	23,876
引当金		剰余金	△ 871
手形		剰余金	2,328
証券		剰余金	1,456
国債		純資産の部合計	25,333
地方債		負債及び純資産の部合計	729,329
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			
手形			
証券			
国債			
地方債			
社債			
株券			
その他			
貸出金			
引当金			

第107期 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常		14,308
資	金	10,413	
	貸有コ預	8,892	
	の	1,435	
	受そ	19	
	外	65	
	商	0	
	国	2,139	
	の	702	
	品	1,437	
	債	366	
	の	55	
	倒	16	
	却	292	
	式	2	
	の	1,388	
	他	970	
	費	202	
	調	10	
	金	205	
	預	1,009	
	讓	939	
	コ	1	
	借	0	
	社	4	
	支	64	
	そ	0	
	国	991	
	の	151	
	債	839	
	の	387	
	他	140	
	等	92	
	の	155	
	業	8,252	
	他	1,745	
	出	227	
	式	789	
	の	646	
	他	82	
	の	1,922	
	利	206	
	損	10	
	資	196	
	産	21	
	益	271	
	失	1,715	
	分	292	
	損	1,422	
特	別		
税	引		
法	前		
法	当		
法	期		
当	税		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第107期 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		自己株式	
資本金		当期首残高	△ 38
当期首残高	14,706	当期変動額	
当期変動額		自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	—	自己株式の処分	0
当期末残高	14,706	当期変動額合計	△ 0
資本剰余金		当期末残高	△ 38
資本準備金		株主資本合計	22,656
当期首残高	1,257	当期首残高	
当期変動額		当期変動額	
当期変動額合計	—	剰余金の配当	△ 126
当期末残高	1,257	当期純利益	1,422
資本剰余金合計		自己株式の取得	△ 0
当期首残高	1,257	自己株式の処分	0
当期変動額		土地再評価差額金の取崩	△ 76
当期変動額合計	—	当期変動額合計	1,220
当期末残高	1,257	当期末残高	23,876
利益剰余金		評価・換算差額等	
利益準備金		その他有価証券評価差額金	
当期首残高	210	当期首残高	△ 2,676
当期変動額		当期変動額	
利益準備金の積立	25	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,804
当期変動額合計	25	当期変動額合計	1,804
当期末残高	235	当期末残高	△ 871
その他利益剰余金		土地再評価差額金	
別途積立金		当期首残高	2,011
当期首残高	7,000	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	316
別途積立金の取崩	△ 1,500	当期変動額合計	316
当期変動額合計	△ 1,500	当期末残高	2,328
当期末残高	5,500	評価・換算差額等合計	
繰越利益剰余金		当期首残高	△ 664
当期首残高	△ 478	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,121
利益準備金の積立	△ 25	当期変動額合計	2,121
別途積立金の取崩	1,500	当期末残高	1,456
剰余金の配当	△ 126	純資産合計	
当期純利益	1,422	当期首残高	21,991
自己株式の処分	△ 0	当期変動額	
土地再評価差額金の取崩	△ 76	剰余金の配当	△ 126
当期変動額合計	2,694	当期純利益	1,422
当期末残高	2,215	自己株式の取得	△ 0
利益剰余金合計		自己株式の処分	0
当期首残高	6,731	土地再評価差額金の取崩	△ 76
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,121
剰余金の配当	△ 126	当期変動額合計	3,341
当期純利益	1,422	当期末残高	25,333
自己株式の処分	△ 0		
土地再評価差額金の取崩	△ 76		
当期変動額合計	1,220		
当期末残高	7,951		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,513百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(6) 災害損失引当金

災害損失引当金は、東日本大震災により、被災した資産の原状回復費用及び撤去費用等に備えるため、来期に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式総額 496百万円
2. 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は903百万円、延滞債権額は18,146百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は94百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,146百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,290百万円
であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は3,250百万円
であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。
8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,924百万円であります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	37,595百万円
その他資産	5百万円
現金預け金	4百万円

担保資産に対応する債務

預金 564百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券13,835百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち敷金は99百万円、保証金は39百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,716百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が30,686百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額5,518百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額13,124百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額1,230百万円
14. 社債は、劣後特約付社債であります。
15. 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。
16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,143百万円であります。

17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額12百万円
18. 関係会社に対する金銭債権総額1,091百万円
19. 関係会社に対する金銭債務総額285百万円
20. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、25百万円であります。

損益計算書に関する注記

1. 当事業年度において、使用の中止又は営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額196百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
福島県内	営業用資産	土地・建物	169
〃	遊休資産	建物等	26

営業用資産については、営業店単位をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除した価額に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを1.72%で割り引いて、それぞれ算定しております。ただし、売却・転用が困難な資産については備忘価額をもって算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	26百万円
役員取引等に係る収益総額	19百万円
その他の取引に係る収益総額	0百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役員取引等に係る費用総額	92百万円
その他の取引に係る費用総額	12百万円

3. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

関係会社等

	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関係会社	株式会社 大東リース	福島県 郡山市	380	リース事業 信用保証事業	所有 直接 85.30%	当行住宅ロ ーン等の債 務保証	貸出金の 被保証	—	—	13,646

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	201	5	1	205	(注)

(注) 自己株式の増加5千株は、単元未満株式の買取りによる増加、自己株式の減少1千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

有価証券に関する注記

貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

1. 満期保有目的の債券(平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	5,000	5,141	141
	社債	4,994	5,143	149
	その他	1,000	1,057	57
	小計	10,994	11,343	348
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	300	271	△ 28
	その他	—	—	—
	小計	300	271	△ 28
合計		11,294	11,614	319

2. 子会社・子法人等株式（平成24年3月31日現在）

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	496

3. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計 上 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	626	480	145
	債 券	130,075	128,391	1,683
	国 債	75,022	74,190	831
	地方債	5,433	5,397	36
	社 債	49,619	48,803	816
	その他	6,881	6,744	137
	小 計	137,582	135,616	1,966
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	4,583	5,759	△ 1,175
	債 券	38,203	38,312	△ 109
	国 債	11,034	11,049	△ 14
	地方債	5,206	5,215	△ 9
	社 債	21,962	22,047	△ 85
	その他	8,120	8,994	△ 873
	小 計	50,907	53,066	△ 2,158
合 計		188,490	188,682	△ 192

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	486
その他	164
合 計	650

(※1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式について12百万円の減損処理を行っております。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,113	10	697
債券	16,170	282	—
国債	11,542	136	—
地方債	2,317	64	—
社債	2,309	81	—
その他	1,449	9	91
合計	18,733	302	789

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、725百万円（うち株式633百万円、社債92百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について事業年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の信託	2,668	2,668	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	3,241百万円
退職給付引当金	1,061
減価償却費	122
有価証券償却	299
税務上の繰越欠損金	2,785
その他	1,707
繰延税金資産小計	<u>9,218</u>
評価性引当額	<u>△ 5,988</u>
繰延税金資産合計	3,229
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	<u>△ 680</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 680</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,549百万円</u>

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の39.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.1%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については34.8%となります。この税率変更により、繰延税金資産は240百万円減少し、その他有価証券評価差額金は95百万円増加し、法人税等調整額は336百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は240百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たりの純資産額200円93銭

1 株当たりの当期純利益金額11円29銭

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額10円03銭

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	60,879	預 金	686,037
コールローン及び買入手形	5,353	借 用 金	4,400
金 銭 の 信 託	2,668	社 債	2,000
有 価 証 券	200,627	新 株 予 約 権 付 社 債	2,100
貸 出 金	445,054	そ の 他 負 債	3,723
外 国 為 替	222	賞 与 引 当 金	179
リース債権及びリース投資資産	1,488	退 職 給 付 引 当 金	3,027
そ の 他 資 産	3,398	利 息 返 還 損 失 引 当 金	46
有 形 固 定 資 産	13,207	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	152
建 物	2,434	偶 発 損 失 引 当 金	208
土 地	10,038	災 害 損 失 引 当 金	5
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	733	繰 延 税 金 負 債	38
無 形 固 定 資 産	1,021	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,707
ソ フ ト ウ ェ ア	644	支 払 承 諾	4,332
リ ー ス 資 産	214	負 債 の 部 合 計	707,959
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	162	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	2,634	資 本 金	14,706
支 払 承 諾 見 返	4,332	資 本 剰 余 金	1,257
貸 倒 引 当 金	△ 6,363	利 益 剰 余 金	8,539
		自 己 株 式	△ 38
		株 主 資 本 合 計	24,464
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 796
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,328
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	1,531
		少 数 株 主 持 分	571
		純 資 産 の 部 合 計	26,567
資 産 の 部 合 計	734,526	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	734,526

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 収 益		15,378
資 金 運 用 収 益		10,519
貸 出 金 利 息 配 当		8,997
有 価 証 券 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息		1,436
コ ー ル ロ ー ン 利 息 金		19
預 け 他 の 受 入 利 息		65
そ の 他 の 引 業 等 務 常 収 入 利 益		0
役 務 の 取 他 の 引 業 等 務 常 収 入 利 益		2,344
そ の 他 の 取 他 の 引 業 等 務 常 収 入 利 益		1,075
貸 倒 引 債 の 権 取 入 立 益		1,439
償 却 の 他 の 経 常 収 入 立 益		1,012
そ の 他 の 経 常 収 入 立 益		202
		225
経 常 費 用		13,232
資 金 調 達 費 用		1,009
預 讓 コ ー ル マ ネ ー ジ ン グ 債 の 他 の 引 業 等 務 常 費 用		939
渡 上 利 金 及 び 売 渡 利 金		1
コ ー ル マ ネ ー ジ ン グ 債 の 他 の 引 業 等 務 常 費 用		0
借 社 債 の 他 の 引 業 等 務 常 費 用		4
そ の 他 の 引 業 等 務 常 費 用		64
役 務 の 取 他 の 引 業 等 務 常 費 用		0
そ の 他 の 引 業 等 務 常 費 用		905
そ の 他 の 引 業 等 務 常 費 用		968
そ の 他 の 引 業 等 務 常 費 用		8,568
そ の 他 の 引 業 等 務 常 費 用		1,779
		1,779
経 常 損 失		2,146
固 定 資 産 処 分 損 失		206
		10
		196
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,939
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 計		36
法 人 税 等 合 計		326
法 人 税 等 合 計		362
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,576
少 数 株 主 利 益		57
当 期 純 利 益		1,519

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		その他の包括利益累計額	
資本金		その他有価証券評価差額金	
当期首残高	14,706	当期首残高	△ 2,618
当期変動額		当期変動額	
当期変動額合計	—	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,821
当期末残高	14,706	当期変動額合計	1,821
資本剰余金		当期末残高	△ 796
当期首残高	1,257	土地再評価差額金	
当期変動額		当期首残高	2,011
当期変動額合計	—	当期変動額	
当期末残高	1,257	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	316
利益剰余金		当期変動額合計	316
当期首残高	7,226	当期末残高	2,328
当期変動額		その他の包括利益累計額合計	
剰余金の配当	△ 126	当期首残高	△ 607
当期純利益	1,519	当期変動額	
自己株式の処分	△ 2	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,138
土地再評価差額金の取崩	△ 76	当期変動額合計	2,138
当期変動額合計	1,313	当期末残高	1,531
当期末残高	8,539	少数株主持分	
自己株式		当期首残高	497
当期首残高	△ 45	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	74
自己株式の取得	△ 0	当期変動額合計	74
自己株式の処分	7	当期末残高	571
当期変動額合計	7	純資産合計	
当期末残高	△ 38	当期首残高	23,033
株主資本合計		当期変動額	
当期首残高	23,143	剰余金の配当	△ 126
当期変動額		当期純利益	1,519
剰余金の配当	△ 126	自己株式の取得	△ 0
当期純利益	1,519	自己株式の処分	4
自己株式の取得	△ 0	土地再評価差額金の取崩	△ 76
自己株式の処分	4	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,212
土地再評価差額金の取崩	△ 76	当期変動額合計	3,533
当期変動額合計	1,321	当期末残高	26,567
当期末残高	24,464		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 2社
株式会社大東クレジットサービス
株式会社大東リース
- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

5. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,513百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日付連結会計年度から費用処理 |
- (8) 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。
- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。
- (10) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。
- (11) 災害損失引当金の計上基準
災害損失引当金は、東日本大震災により、被災した資産の原状回復費用及び撤去費用等に備えるため、来期に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。
- (12) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
なお、連結される子会社及び子法人等は、外貨建資産・負債を保有しておりません。

(13) リース取引の処理方法

(借手)

該当ございません。

(貸手)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の総額をリース期間内の各期に定額で配分する方法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前当期純利益は11百万円増加しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当連結会計年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

連結貸借対照表に関する注記

1. 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は995百万円、延滞債権額は18,641百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は94百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,178百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,910百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は3,250百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,924百万円あります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	37,595百万円
その他資産	5百万円
現金預け金	4百万円

担保資産に対応する債務

預金	564百万円
----	--------

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券13,835百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち敷金は99百万円、保証金は40百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,694百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が36,664百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額5,518百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額13,188百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額1,230百万円

13. 社債は、劣後特約付社債であります。

14. 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。

15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,143百万円であります。

16. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額12百万円

17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 5,051 百万円
年金資産（時価）	2,131
未積立退職給付債務	△ 2,920
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	469
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△ 576
連結貸借対照表計上額の純額	△ 3,027
前払年金費用	—
退職給付引当金	△ 3,027

連結損益計算書に関する注記

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却241百万円、株式等償却646百万円及び株式等売却損798百万円を含んでおります。

2. 当連結会計年度において、使用の中止又は営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 196 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
福島県内	営業用資産	土地・建物	169
〃	遊休資産	建物等	26

営業用資産については、営業店単位をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除した価額に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを 1.72%で割り引いて、それぞれ算定しております。ただし、売却・転用が困難な資産については備忘価額をもって算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	126,286	—	—	126,286	
自己株式					
普通株式	238	5	38	205	(注)

(注) 自己株式の増加 5 千株は、単元未満株式の買取りによる増加、自己株式の減少 38 千株は、単元未満株式の買増し請求による減少 1 千株、連結される子会社及び子法人等による自己株式の売却 36 千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年 6月24日 定時株主総会	普通株式	126百万円	1円00銭	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成24年 6月22日 定時株主総会	普通株式	126百万円	利益剰余金	1円00銭	平成24年 3月31日	平成24年 6月25日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務及び有価証券運用を中心とした銀行業を中心にクレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金等による資金調達、及び貸出等の与信業務、有価証券投資等による資産運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

また、当行では、金利リスクを回避するため金利スワップ取引を、為替リスクを回避するため為替予約取引を利用しております。これらは、すべてリスクヘッジを目的としたデリバティブ取引であり、投機目的での積極的利用は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における貸出金のうち、約8割は国内の中小企業取引先及び個人に対するものであり、国内を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、及びその他保有目的（純投資目的、政策投資目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、普通預金及び固定金利による定期預金を中心とする預金調達であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。資産・負債には、金利の長短ミスマッチがあり、金利リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には金利スワップ取引があり、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である銀行業の預金勘定における仕組預金に関わる金利リスクに対して「金利スワップの特例処理」によるヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程及び融資・管理業務に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、債権管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALM及びリスク管理に関する諸規程等において、リスク管理方法や手続等を明記しており、リスクの統合的な管理を行うリスク管理委員会の審議を経て取締役会において決定された金利リスク等に関する管理方針に基づき、常務会及び取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはコンプライアンス・リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があります。証券国際部では、こうした取引に対し銀行間市場において反対取引を行うことにより、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを回避しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、常務会において期毎に定める有価証券投資に係る基本方針に基づき、常務会の監督の下、投資運用規程に従い行われております。このうち、純投資目的で保有しているものについては、証券国際業務の運営基準に投資限度額等の設定を行っているほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。業務・資本提携を含む政策投資目的で保有しているものについては、経営部及び営業企画部において取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はコンプライアンス・リスク統括部を通じ、ALM委員会及び常務会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の権限、取引の手続等リスク管理上の規程を制定し、取引の実行及び管理は証券国際部が行っており、毎月月末時点における想定元本、信用リスク、為替リスク等の状況を常務会に報告しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「社債」であります。当行では、これら金融資産及び金融負債について、バリュー・アット・リスク (VaR) を用いて市場リスク量を把握しており、VaRの算定にあたっては、分散共分散法 (保有期間120日、信頼区間99%) を採用しております。

平成24年3月31日 (当期の連結決算日) 現在で当行の市場リスク量 (損失額の推計値) は、全体で4,378百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、外国為替、借用金、社債、新株予約権付社債、支払承諾及び支払承諾見返については、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	60,879	60,383	△ 496
(2) コールローン及び買入手形	5,353	5,353	—
(3) 金銭の信託	2,668	2,668	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	11,294	11,614	319
その他有価証券	188,681	188,681	—
(5) 貸出金	445,054		
貸倒引当金 (* 1)	△ 5,592		
	439,462	447,363	7,900
資産計	708,339	716,064	7,724
(1) 預金	686,037	686,951	914
負債計	686,037	686,951	914
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、仕組預け金以外の預け金は、元利金の将来キャッシュ・フローに預け先の信用リスク要因を反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。仕組預け金については、割引現在価値やオプション価格モデル等により時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託は、契約上満期のない商品と同様の性格を有していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスクを反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は458百万円増加、「繰延税金資産」は115百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は342百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券に関する注記」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスク等に基づくリスク要因を反映させて、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

仕組貸出金については、割引現在価値やオプション価格モデル等により時価を算定しております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。また、破綻懸念先に対する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を貸倒引当金として計上しております。よって、破綻先、実質破綻先及

び破綻懸念先に対する債権等については、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引であり、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)(*2)	487
②組合出資金(*3)	164
合計	651

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について12百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	45,094	—	—	—	—	3,000
コールローン及び買入手形	5,353	—	—	—	—	—
有価証券(*1)						
満期保有目的の債券	—	10,000	300	—	1,000	—
その他有価証券のうち満期があるもの	41,679	46,056	31,912	23,100	29,565	4,140
貸出金(*2)	71,574	86,009	70,336	45,141	54,272	85,845
合計	163,700	142,066	102,548	68,241	84,838	92,985

(*1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、貸借対照表価額とは一致いたしません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの19,589百万円、期間の定めのないもの12,286百万円及び金銭の信託2,668百万円は含めておりません。

(注4) 預金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	574,733	73,137	31,407	6,180	476	101

(*) 要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

1. 満期保有目的の債券（平成24年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるも の	国 債	5,000	5,141	141
	社 債	4,994	5,143	149
	その他	1,000	1,057	57
	小 計	10,994	11,343	348
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの	国 債	—	—	—
	社 債	300	271	△ 28
	その他	—	—	—
	小 計	300	271	△ 28
合 計		11,294	11,614	319

2. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株 式	817	514	302
	債 券	130,075	128,391	1,683
	国 債	75,022	74,190	831
	地方債	5,433	5,397	36
	社 債	49,619	48,803	816
	その他	6,881	6,744	137
	小 計	137,773	135,650	2,123
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株 式	4,583	5,759	△ 1,175
	債 券	38,203	38,312	△ 109
	国 債	11,034	11,049	△ 14
	地方債	5,206	5,215	△ 9
	社 債	21,962	22,047	△ 85
	その他	8,120	8,994	△ 873
	小 計	50,907	53,066	△ 2,158
合 計		188,681	188,716	△ 34

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	1,118	10	706
債 券	16,170	282	—
国 債	11,542	136	—
地方債	2,317	64	—
社 債	2,309	81	—
その他	1,449	9	91
合 計	18,737	302	798

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、725百万円（うち株式633百万円、社債92百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合があります。

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成24年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	2,668	2,668	—	—	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

税効果会計に関する注記

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 114 号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号）が平成 23 年 12 月 2 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 39.7%から、平成 24 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度から平成 26 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については 37.1%に、平成 27 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 34.8%となります。この税率変更により、繰延税金資産は 248 百万円減少し、繰延税金負債は 5 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 103 百万円増加し、法人税等調整額は 346 百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は 240 百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たりの純資産額 206 円 19 銭

1 株当たりの当期純利益金額 12 円 05 銭

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 10 円 71 銭

独立監査人の監査報告書

平成24年5月10日

株式会社大東銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富樫 健一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大東銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成24年5月10日

株式会社大東銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富樫 健一 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大東銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月11日

株式会社大東銀行 監査役会

常勤監査役 伊 東 正 則 ㊞

社外監査役 笠 間 善 裕 ㊞

社外監査役 佐 藤 長 久 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第107期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金につきましては、引き続き経営基盤の充実と経営体質の強化を図るための効果的な投資等に有効に活用してまいります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金1円 総額 126,080,928円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数
1	すずき たかお 鈴木 孝雄 (昭和28年11月15日生)	昭和51年4月 当行入行 平成8年2月 同 うねめ支店長 平成10年3月 同 本店営業部副部長 平成13年4月 同 二本松支店長 平成15年3月 同 朝日エリア長兼朝日支店長 平成16年6月 同 常務取締役 平成20年6月 同 常務取締役営業企画部長 平成20年6月 同 専務取締役 平成22年6月 同 取締役社長 現在に至る	65,000株
2	おの たかひろ 小野 尚宏 (昭和30年8月5日生)	昭和55年4月 当行入行 平成13年4月 同 総合企画部上席主任調査役 兼広報室長 平成15年8月 同 富久山エリア長兼富久山支店長 平成16年6月 同 富久山エリア長兼富久山支店長兼日 和田支店長 平成17年7月 同 執行役員経営部長 平成18年7月 同 執行役員経営部長兼コンプライアンス・ リスク統括室長 平成19年7月 同 執行役員経営部長 平成20年7月 同 執行役員営業企画部長 平成22年6月 同 取締役 現在に至る	20,200株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数
3	おか やす ひろ 岡 安 廣 (昭和30年11月30日生)	昭和49年4月 当行入行 平成11年3月 同 石川支店長 平成13年4月 同 川俣支店長 平成15年3月 同 白河支店長 平成16年6月 同 債権管理部長 平成20年7月 同 執行役員審査部長 平成22年6月 同 取締役審査部長 現在に至る	19,000株
4	み うら けん いち 三 浦 謙 一 (昭和33年1月26日生)	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行 (現(株)新生銀行) 入行 平成12年5月 同 金融法人第二部部长 平成15年12月 同 金融法人第三部部长 平成16年4月 同 金融法人・キャピタルマーケット本 部部长 平成17年10月 同 高松支店長 平成20年7月 同 福岡支店長 平成22年10月 同 法人営業本部部长 平成22年11月 株式会社新生銀行から当行へ出向 執行役員経営部長 現在に至る	0株
5	さ とう たけし 佐 藤 武 (昭和19年3月26日生)	昭和43年4月 大蔵省入省 平成9年7月 東北財務局長 平成10年7月 商工組合中央金庫特別参与 平成13年4月 社団法人抵当証券業協会理事 平成15年4月 当行顧問 平成15年6月 同 専務取締役 平成16年6月 同 取締役社長 平成17年6月 同 取締役社長 退任 平成22年6月 同 取締役 現在に至る	6,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数
6	さとう じゆん きち 佐藤 潤吉 (昭和19年5月20日生)	昭和42年4月 郡山市役所入所 平成13年4月 同 市民部長 平成15年4月 同 商工労政部長 平成16年4月 同 総務部長 平成17年5月 社団法人郡山市社会福祉協議会常務理事 平成18年4月 同 常勤副会長 平成20年3月 同 常勤副会長 退任 平成20年6月 当行社外取締役 現在に至る	5,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者佐藤潤吉氏は社外取締役候補者であります。なお、当行は、佐藤潤吉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 社外取締役候補者佐藤潤吉氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由について
官界において長年培ってきた知識・経験等に基づき、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただけるものと判断しました。
 - (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について
佐藤潤吉氏は、上記のように官界において長年培ってきた知識・経験等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断しました。
 - (3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
佐藤潤吉氏は現に当行の社外取締役であり、社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
 - (4) 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者佐藤潤吉氏が原案どおり選任されたと、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約は、社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うとするものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役伊東正則及び笠間善裕の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものです。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数
1	えん どう ひさ お 遠 藤 久 雄 (昭和28年4月5日生)	昭和52年4月 当行入行 平成8年1月 同 方八町支店緑ヶ丘出張所長 平成12年3月 同 鹿島支店長 平成14年4月 同 喜多方支店長 平成15年3月 同 会津エリア長兼会津支店長 平成16年6月 同 郡山開成エリア長兼郡山開成支店長 平成17年7月 同 二本松支店長 平成19年7月 同 県南ブロック長兼白河エリア長兼白河支店長 平成21年7月 同 朝日ブロック長兼朝日支店長 現在に至る	12,500株
2	かさ ま よし ひろ 笠 間 善 裕 (昭和27年8月10日生)	昭和62年11月 司法試験合格 平成2年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 清水紀代志法律事務所入所 平成4年4月 同 事務所退所、福島県弁護士会へ登録 換え笠間法律事務所開所 平成20年6月 当行社外監査役 現在に至る	1,200株

- (注) 1. 各監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者笠間善裕氏は社外監査役候補者であります。なお、当行は笠間善裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 社外監査役候補者笠間善裕氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由について
弁護士として長年培ってきた知識・経験等に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけるものと判断しました。
 - (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について
笠間善裕氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、法曹界における豊富な経験と法律専門家として高い識見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断しました。

- (3) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
笠間善裕氏は現に当行の社外監査役であり、社外監査役に就任してから本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
- (4) 社外監査役との責任限定契約について
当行は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外監査役候補者笠間善裕氏が原案どおり選任されますと、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を当行と笠間善裕氏の間で締結する予定であります。当該契約は、社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うとするものであります。

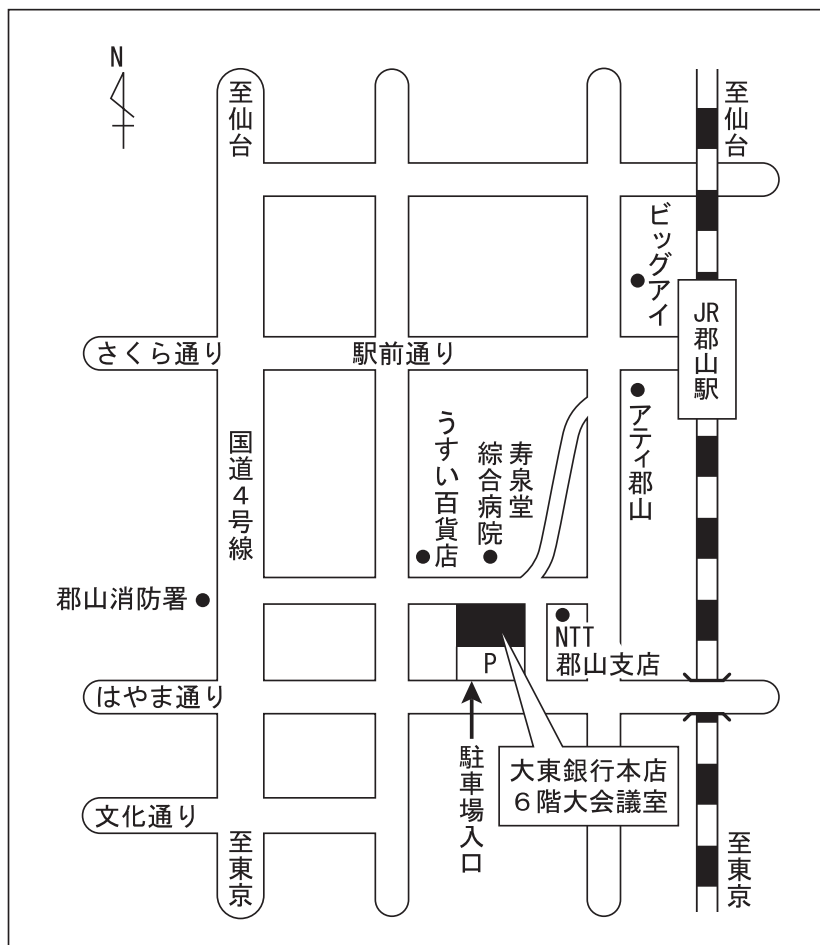
以 上

株主総会会場ご案内図

福島県郡山市中町19番1号（〒963 - 8004）

当行本店大会議室（6階）

電話(024)925 - 1111



- ・ JR郡山駅より徒歩5分
- ・ 車でお越しの株主さまは、本店南側のリパーク郡山大東銀行南駐車場をご利用願います。